## 別紙 令和5年4月1日以降の実務経験例

	具体例	令和5年3月31日までの実務経験	令和5年4月1日以降の取扱い
A	令和5年4月1日時点で「管工事」又は「水道施設工事」の実務経験を10年以上(120ヶ月)有している場合。	管工事又は水道施設工事のいずれかの実務経験とみ なす:10年以上(120ヶ月)	①管工事の実務経験の技術者として登録可能。 ②水道施設工事の実務経験の技術者として登録可能。
В	令和5年4月1日時点で「管工事」又は「水道施設工事」の実務経験を8年(96ヶ月)有している場合。 残り2年(24ヶ月)は「管工事」又は「水道施設工事」での実務経験が必要。	管工事の実務経験とみなす:8年(96ヶ月) 又は 水道施設工事の実務経験とみなす:8年(96ヶ月)	管工事の実務経験: 2年(24ヶ月) と合わせて ③管工事の実務経験の技術者として登録可能。 水道施設工事の実務経験: 2年(24ヶ月) と合わせて ④水道施設工事の実務経験の技術者として登 録可能。
С	令和5年4月1日時点で「管工事」又は「水道施設工事」の実務経験を20年以上(240ヶ月)有している場合。	管工事 10 年以上(120 ヶ月)と水道施設工事 10 年以上(120 ヶ月)とみなして実務経験を分割できる	⑤管工事の実務経験の技術者として登録可能。 ⑥水道施設工事の実務経験の技術者として登 録可能。

令和5年4月1日

※注意:同じ建設工事等の実務経験を「管工事」と「水道施設工事」の両方重複しての算定はできかねますのでご了承ください。 ※Aは①、②のいずれかの技術者、Bは③、④のいずれかの技術者、Cは⑤、⑥の両方の技術者として登録ができます。